

## 霞ヶ浦を描いた絵図

今から330年前の元禄4(1691)年、霞ヶ浦の土浦入りを描いた大型の絵図が作られました。きっかけは、土浦藩の城下町である東崎町と、当時は麻生藩領であった大岩田村との対立でした。絵図はその決着をみた時に作成された証拠の書類です。絵図の裏面に記された文章から、東崎町・大岩田村の田地の境界と、地先の霞ヶ浦における漁獵の権利を巡るものだったことが分かります。

訴えを起こした大岩田村によると、霞ヶ浦は「霞ヶ浦四十八津」の入会であるにも関わらず、東崎町の人たちは「城附海(土浦城につながる湖)土浦藩の管理する湖)であると主張をして、大岩田村の漁を妨げていると非難しています。「霞ヶ浦四十八津」とは、湖岸の多くの村々が参加していた自治的な組織のことです。四十八津に属する村は、霞ヶ浦全体を共同で利用し、湖の中で自由に漁をすることができました(これを入会といいます)。また、乱獲を防いで漁業資源を保全するため、漁を行う時期や使用してよい漁具を定めた「掟書」を作成し、村の代表者らが署名をしました。博物館所蔵の慶安3(1650)年の「相定申連判手形之事(土浦市指定文化財)は、現存するもっとも古い掟書とみられます。この掟書には

土浦地域の村の名前は見えませんが、他の史料から大岩田村・田村・沖宿村が四十八津に参加していたことが分かっています。大岩田村は四十八津に属する村のひとつとして、霞ヶ浦内であれば、東崎町に妨げられることなく、自由に漁ができるはずだと訴えたわけです。

一方の東崎町は、霞ヶ浦のうち田村・手野村の境までは土浦藩の管理下にあると反論しています。東崎町は四十八津にこそ属していませんが、漁業を営む百姓たちがいて、地先の湖の利用は不可欠でした。また、この時期の霞ヶ浦には、江戸幕府や水戸藩の専用漁場である「御留川」が設定されており、そこでの漁獲は幕府や藩に納められ、他の村々が入り込んで漁を行うことは禁じられていました。本来は霞ヶ浦全体を四十八津の入会としていたわけですが、その原則が崩れつつあったことも、東崎町側の主張の背景にあったと思われる。

ふたつの村の領主が異なることもあり、この訴訟は江戸幕府による裁定を受けます。結果、土浦城付きであるとする東崎町の主張に証拠はなく、地先の「磯」はそれぞれの村の管理下だが、「沖」は通例のように入会であり、東崎町の百姓たちはこれを妨げてはならないとの裁定がなされました。大岩

田村側の主張が認められ、決着が図られたのです。絵図は、霞ヶ浦を生業の場として生活していた人々の歴史を伝えていきます。今回ご紹介した絵図は、12月26日(日)まで展示しています。

閩市立博物館(☎824・2928)



◀「大岩田東崎野論裁許絵図」

天保11(1840)年に作成された写し  
大きさ189cm×179cm